

国立大学法人電気通信大学非常勤職員介護休業規程

平成18年 4月 1日

改正

平成23年 3月29日

平成28年12月27日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則第24条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する非常勤職員の介護休業等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのある場合のほか、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）及びその他の関係法令並びに諸規程の定めるところによる。

(介護休業)

第2条 この規程において、「介護休業」とは、非常勤職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある家族（以下「要介護者」という。）、を介護するためにする休業をいう。

2 前項の「家族」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 父母

三 子

四 配偶者の父母

五 祖父母、兄弟姉妹又は孫

六 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子（非常勤職員と同居している者に限る。）

(介護休業の適用除外者)

第3条 学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次の各号の一に該当する非常勤職員は介護休業をすることができない。

一 採用後1年を経過しない非常勤職員

二 介護休業の申出があった日の翌日から起算して3か月以内に雇用期間が終了し、以後更新されないことが明らかな非常勤職員

三 週の所定勤務日数が2日以下の非常勤職員

(介護休業の申出等)

第4条 介護休業をしようとする非常勤職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下、「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の翌日から起算して2週間前の日までに、学長に申出をしなければならない。

2 当該介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が、当該介護休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から、当該2週間を経過する日までの間のいずれかの日を学長が休業開始日として指定することができる。

3 学長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業回数及び期間)

第5条 介護休業の回数及び期間は、第2条第2項に規定する家族の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない期間内において必要とする期間とする。

2 前項に規定する期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第三号、第四号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日。）に終了する。

一 要介護者が死亡したとき。

二 離婚、婚姻の解消、離縁等により介護休業申出に係る家族と当該非常勤職員との関係が消滅したとき。

三 介護休業している職員が国立大学法人電気通信大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「非常勤職員勤務時間規程」という。）第21条第一号、第二号に規定する産前産後の休暇に入ったとき。

四 介護休業している非常勤職員が新たな介護休業又は育児休業を取得したとき。

(介護休業終了予定日の変更)

第6条 介護休業の申出をした非常勤職員は、介護休業終了予定日の2週間前の日までに学長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を1回に限り、介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 第4条第3項の規定は、介護休業終了予定日の変更について準用する。

(介護休業中における身分等)

第7条 介護休業をしている非常勤職員は、非常勤職員としての身分（介護休業申出をしていたとき占めていた職名を含む。）を保有するが、職務に従事しない。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業期間中に、業務上の必要により配置換え等を行うことがある。

(介護休業中の給与)

第8条 介護休業している期間については、給与を支給しない。

2 前項に規定するほか、介護休業をしている非常勤職員の給与については、国立大学法人電気通信大学非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）の定めるところによる。

(介護休業の申出の撤回等)

第9条 介護休業の申出をした非常勤職員は、介護休業開始予定日の前日までに学長に申し出ることにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 前項の規定により介護休業の申出を撤回した非常勤職員は、当該要介護者の必要とする一の継続する状態について、再度の介護休業の申出をすることができるものとする。ただし、学長は当該撤回後になされる介護休業の申出については、最初の申出を除き、これを拒むことができる。

3 介護休業の申出がなされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じたときは介護休業の申出はなかったものとみなす。

一 第5条第3項各号に掲げる場合

二 申出をした非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、介護休業終了予定日までの間、要介護者を介護できない状態になったとき。

(介護部分休業)

第10条 この規程において「介護部分休業」とは、要介護者を介護する非常勤職員（第3条第一号及び第三号に該当する非常勤職員を除く。）が申し出た場合に、非常勤職員勤務時間規程により定められた所定勤務時間の短縮措置として行う休業をいう。

2 介護部分休業を受けることのできる期間は、開始の日から3年を超えない期間内において必要とする期間とする。

3 介護部分休業の単位は、1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

4 介護部分休業をしようとする非常勤職員は、介護部分休業を始めようとする日の2週間前の日までに、申出をしなければならない。

5 学長は、介護部分休業をしている非常勤職員が、当該介護部分休業に係る要介護者を介護しなくなったと認めるときは、当該介護部分休業を取消すものとする。

6 介護部分休業をしている時間については、その勤務しない1時間につき、非常勤職員給与規程に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を減額する。

7 第8条及び前条の規定は、介護部分休業について準用する。

(不利益取扱の禁止)

第11条 非常勤職員は、介護休業又は介護部分休業を申し出たこと、又は取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(介護休業に関する経過措置)

2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定による介護休業の承認を受けている非常勤職員については、改正後の規定による介護休業の承認を受けたものとする。この場合において、介護休業の承認の内容は改正前の規定による介護休業の承認の内容と同一とし、既に経過した当該介護休業期間は、改正後の規定による介護休業期間に通算す

る。

(介護部分休業に関する経過措置)

- 3 この規程の施行日の前日において、改正前の規定による介護部分休業の承認を受けている非常勤職員については、改正後の規定による介護部分休業の承認を受けたものとする。この場合において、介護部分休業の承認の内容は改正前の規定による介護部分休業の承認の内容と同一とし、既に経過した当該介護部分休業期間は、改正後の規定による介護部分休業期間に通算する。